

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

野菜・果樹品目別統計は、農業経営統計調査の一環として、野菜及び果樹生産農家の農業経営の実態を把握し、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）及び果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の目的である野菜・果樹の生産及び出荷の安定とそれを通して農業の健全な発展と国民の消費生活の安定を図るための施策、野菜及び果樹作農家の経営改善等に必要な基礎資料を提供することを目的としている。

(2) 根拠法規

農業経営統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計第119号として農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施した。

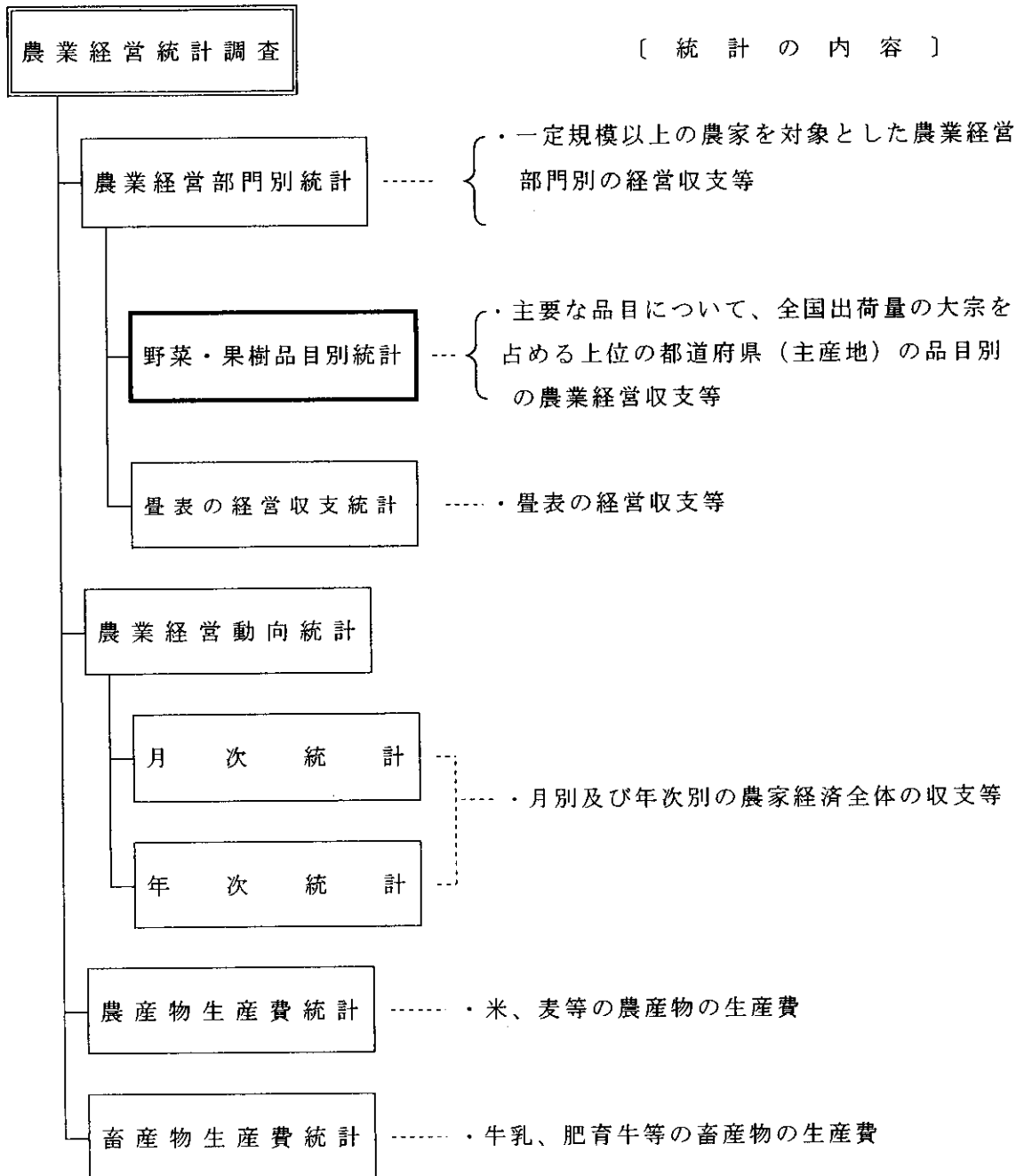
(3) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

(4) 調査の体系

野菜・果樹品目別統計については、平成7年から従前の農家経済調査と農畜産物産生産費調査を統合した「農業経営統計調査」の一環として実施しており、農業経営部門別統計の内訳として野菜・果樹の主要な品目について品目別農業経営収支、自営農業労働時間等を把握している。

農業経営統計調査の体系図



(5) 調査対象と調査農家の選定

ア 調査対象品目

(7) 野菜

「野菜生産出荷安定法」でいう「指定野菜」のうち、ばれいしょを除く、だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト（ミニトマトを含む。）及びピーマン（ししとうを含む。）の13品目並びににんにく、いちご、メロン、すいかの計17品目。

(イ) 果樹

「果樹農業振興特別措置法」の対象果実であるりんご、みかん、いよかん、なつみかん、はっさく、ネーブルオレンジ、ぶどう、日本なし、もも、かき、うめ、おうとう、くり、キウイフルーツ、すもも、びわ及びパインアップルの17品目。

イ 調査対象県

原則として品目ごとに野菜及び果樹生産出荷統計による出荷量のおおむね50%を占めるまでの道府県、又は、出荷量の多い上位5道府県としたが、品目によっては出荷量が1位あるいは2位の道府県を代表的に選定した。

なお、統計表の調査地域の表示は、集計戸数3戸以上の道府県について行った。

(ア) 野菜

春だいこん： 青森、千葉

夏だいこん： 北海道、青森

秋冬だいこん： 青森、千葉、神奈川、宮崎、鹿児島

春夏にんじん： 千葉、徳島

秋にんじん： 北海道、青森

冬にんじん： 茨城、千葉

さといも： 埼玉、千葉、宮崎、鹿児島

春はくさい： 茨城、長野

夏はくさい： 長野

秋冬はくさい： 茨城、愛知

春キャベツ： 千葉、神奈川

夏秋キャベツ： 北海道、群馬、山梨

冬キャベツ： 千葉、神奈川、愛知

ほうれんそう： 北海道、群馬、埼玉、千葉、福岡

春レタス： 茨城、長野

夏秋レタス： 長野

冬レタス： 茨城、香川

春ねぎ： 茨城、埼玉、千葉、京都、大阪、兵庫、鳥取、福岡、大分

夏ねぎ： 北海道、青森、茨城、埼玉、千葉、京都、大阪、兵庫、鳥取、香川、福岡、大分

秋冬ねぎ： 北海道、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川、福岡、大分

たまねぎ： 北海道、静岡、愛知、兵庫、香川、佐賀

冬春きゅうり： 群馬、埼玉、千葉、高知、宮崎

夏秋きゅうり： 福島、群馬、埼玉

冬春なす： 高知、福岡、熊本

夏秋なす： 茨城、栃木、群馬、埼玉、山梨、京都、奈良、徳島、熊本

冬春大玉トマト： 茨城、栃木、群馬、千葉、愛知、福岡、熊本

夏秋大玉トマト： 北海道、青森、福島、茨城、群馬、千葉、長野、岐阜、熊本

冬春ミニトマト： 千葉、愛知、熊本、宮崎

夏秋ミニトマト： 北海道、岩手、山形、福島、茨城、千葉、長野、熊本
 冬春ピーマン： 高知、宮崎
 夏秋ピーマン： 北海道、岩手、福島、茨城、大分、宮崎
 冬春ししとう： 高知
 夏秋ししとう： 千葉、和歌山、高知
 に ん に く： 青森、岩手、香川
 い ち ご： 栃木、静岡、福岡、佐賀、熊本
 メ ロ ン： 北海道、山形、茨城、愛知、熊本
 す い か： 山形、茨城、千葉、鳥取、熊本

(イ) 果樹

み か ん： 神奈川、静岡、和歌山、広島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本
 な つ み か ん： 熊本
 は っ さ く： 和歌山
 い よ か ん： 愛媛
 ネーブルオレンジ： 和歌山
 り ん ご： 青森、岩手、秋田、山形、福島、山梨、長野
 日 本 な し： 福島、茨城、千葉、長野、鳥取
 か き： 岐阜、奈良、和歌山、福岡
 び わ： 長崎
 も も： 福島、山梨、長野
 す も も： 山梨
 お う と う： 山形、山梨
 う め： 和歌山
 ぶ ど う： 山形、山梨、長野、岡山、福岡
 く り： 茨城
 パインアップル： 沖縄
 キウイフルーツ： 愛媛

ウ 調査農家

調査農家は、野菜・果樹別に次の規定とともに該当し、かつ品目別に上記イに定める調査対象道府県において、作付規模、栽培方法、販売方法等が当該地域における平均的な農家を有意に選定した。

なお、部門別販売金額とは、農産物販売金額を農業経営部門別統計における作成部門（稲作、麦作、豆類、いも類、露地野菜、施設野菜、果樹、露地花き、施設花き、工芸農作物、酪農、肥育牛（肉専用種）、肥育牛（乳用種）、養豚、採卵養鶏、ブロイラー、その他の畜産、その他の作目）の18部門に区分したときの各部門の販売金額をいう。

- (ア) 経営耕地面積が2.0ha以上（北海道は5.0ha以上）の農家、又は当該品目が野菜の場合には露地野菜部門又は施設野菜部門の販売金額が、当該品目が果樹の場合は果樹部門の販売金額が1位で、かつ、露地野菜部門では露地野菜の作付面積が100a以上（北海道は200a以上）、施設野菜部門では施設野菜の作付面積が2,000㎡以上、果樹部門では果樹の植栽面積が100a以上であること。

- (イ) 当該品目が野菜である場合には露地野菜部門又は施設野菜部門の販売金額が、当該品目が果樹である場合には果樹部門の販売金額が部門別販売金額のうちで1位又は2位であること。
- (ウ) 野菜にあっては、当該品目を作付けし、当該品目が属する部門が露地野菜部門である場合には当該品目の販売金額が露地野菜部門の販売金額全体の2割以上あること、当該品目が属する部門が施設野菜部門である場合には当該品目の販売金額が施設野菜部門の販売金額全体の2割以上あること。
- (エ) 果樹にあっては、当該品目を栽培し、当該品目の販売金額が果樹部門の販売金額全体の2割以上あること。
- (オ) 野菜のうち、セーフガードモニタリング監視対象品目（ねぎ、たまねぎ、なす、大玉トマト、ミニトマト、ピーマン、ししとう及びにんにく）（以下「監視対象品目」という。）にあっては、当該品目の作付面積が10a（1,000㎡）以上であること。

(6) 調査の期間

調査期間は、各品目の年産又は季節区分ごとに出荷終了時を遡ること1年間である。

調査期間一覧表

区分	品 目	年産(季節)区分	調 査 期 間	区分	品 目	年産(季節)区分	調 査 期 間
野菜	だいこん	春	平成 14年 7月～15年 6月	果樹	ト マ ト (ミニトマト)	冬 春	平成 14年 7月～15年 6月
		夏	14年10月～15年 9月			夏 秋	14年12月～15年11月
		秋 冬	15年 4月～16年 3月			冬 春	14年 6月～15年 5月
	に ん じ ん	春 夏	14年 8月～15年 7月		ピ ー マ ン (ししとう)	夏 秋	14年11月～15年10月
		秋	14年11月～15年10月			年 産	15年 5月～16年 4月
		冬	15年 4月～16年 3月			年 産	14年10月～15年 9月
	さといも	年 産	15年 4月～16年 3月		い ち ご	年 産	15年 1月～15年12月
		春	14年 7月～15年 6月		メ ロ ン	年 産	15年 1月～15年12月
	はくさい	夏	14年10月～15年 9月		す い か	年 産	15年 4月～16年 3月
		秋 冬	15年 4月～16年 3月		み か ん	年 産	15年 8月～16年 7月
	キャベツ	春	14年 7月～15年 6月		な つ み か ん	年 産	15年 6月～16年 5月
		夏 秋	14年11月～15年10月		は つ さ く	年 産	15年 6月～16年 5月
		冬	15年 4月～16年 3月		い よ か ん	年 産	15年 6月～16年 5月
	ほうれんそう	年 産	15年 4月～16年 3月		ネーブルオレンジ	年 産	15年 4月～16年 3月
		春	14年 6月～15年 5月		り ん ご	年 産	15年 1月～15年12月
	レ タ ス	夏 秋	14年11月～15年10月		日 本 な し	年 産	15年 1月～15年12月
		冬	15年 4月～16年 3月		か き	年 産	15年 1月～15年12月
	ね ぎ	春	14年 7月～15年 6月		び わ	年 産	15年 1月～15年12月
		夏	14年10月～15年 9月		も も	年 産	15年 1月～15年12月
		秋 冬	15年 4月～16年 3月		す も も	年 産	15年 1月～15年12月
	たまねぎ	都府県産	14年10月～15年 9月		お う と う	年 産	15年 1月～15年12月
		北海道産	15年 4月～16年 3月		う め	年 産	15年 1月～15年12月
	きゅうり	冬 春	14年 7月～15年 6月		ぶ ど う	年 産	15年 1月～15年12月
		夏 秋	14年12月～15年11月		く り	年 産	15年 1月～15年12月
	な す	冬 春	14年 7月～15年 6月		パインアップル	年 産	15年 4月～16年 3月
		夏 秋	14年12月～15年11月		キウイフルーツ	年 産	15年 6月～16年 5月

注：野菜の季節区分は、「野菜生産出荷安定法」で定められた区分である。

(7) 調査項目

農業経営の実態を把握するために必要な事項について調査した。その主な事項は次のとおりである。

ア 世帯員及び就業者	イ 農業労働時間	ウ 経営耕地
エ 農産物の生産概況	オ 農業粗収益	カ 農業経営費

(8) 調査方法

調査農家による調査簿（日計簿）への記帳（自計申告）を基本とし、センター職員による面接聞き取り調査を併用した。

2 調査結果の取りまとめ方法と統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

ア 集計対象農家

集計対象農家は、調査期間の1年間について記帳取りまとめをした農家である。したがって、同期間中に離農した農家や記帳不能等により調査を中止した農家は除いた。

なお、集計戸数は統計表に掲載した。

イ 平均値の算出方法

(7) 道府県平均値

道府県平均値は、品目別・季節区分別に、次の算式により算出した。

a 1戸当たり平均値

$$= \frac{\text{集計対象項目の集計対象農家累積値}}{\text{集計戸数}}$$

b 10a当たり平均値

$$= \frac{\text{集計対象項目の集計対象農家累積値}}{\text{作付延べ面積(植栽面積) (a) の集計対象農家累積値}} \times 10$$

(4) 全調査農家平均値

全調査農家平均値は、監視対象品目については、品目別に「野菜生産出荷統計」の直近5か年（平成10年から14年産）平均による道府県別出荷量をウェイトとする加重平均により、次の算式により算出した。

a 1戸当たり平均値

$$= \frac{(\text{集計対象項目} \times \text{ウェイト}) \text{の集計対象農家累積値}}{\text{ウェイトの集計対象農家累積値}}$$

b 10a当たり平均値

$$= \frac{(\text{集計対象項目} \times \text{ウェイト}) \text{の集計対象農家累積値}}{(\text{作付延べ面積(植栽面積) (a)} \times \text{ウェイト}) \text{の集計対象農家累積値}} \times 10$$

ただし、ウェイト

$$= \frac{\text{当該集計対象農家の属する道府県の出荷量（直近5か年平均）}}{\text{当該集計対象農家の属する道府県の集計戸数}}$$

上記以外の品目については、品目別・季節区別に、該当する農家の調査項目ごとの累積値を調査戸数で除して、次の算式により算出した。

a 1戸当たり平均値

$$= \frac{\text{集計対象項目の集計対象農家累積値}}{\text{集計戸数}}$$

b 10a当たり平均値

$$= \frac{\text{集計対象項目の集計対象農家累積値}}{\text{作付延べ面積（植栽面積）(a) の集計対象農家累積値}} \times 10$$

(2) 統計表の編成

統計表の表章区分と表章内容

区 分	表 章 単 位	表 章 区 分	表 章 内 容
農業経営の概況	1 戸当たり	1 全調査農家平均 2 全調査農家平均(季節区分) 3 調査道府県 4 調査道府県(季節区分)	1 世帯員及び就業者 2 経営耕地 3 農産物の生産概況
農業経営収支 分析指標 労働時間	1 1戸当たり 2 10a当たり	1 全調査農家平均 2 全調査農家平均(季節区分) 3 調査道府県 4 調査道府県(季節区分)	1 農業粗収益 2 農業経営費 3 農業所得 4 分析指標 5 自営農業労働時間 6 作業別労働時間

注： 季節区分別の表章品目は、野菜のうち季節区分が存在する品目である。

3 統計項目の説明

(1) 農業経営の概況

ア 年間月平均世帯員

1か月に15日以上その家に在住し、生計を共にした家族及び同居人の月別世帯員数を累積（1年＝12か月）し、12か月で除した数である。

イ 家族農業就業者

家族農業就業者とは、年末在住者のうち、家族（同居人及び非就業者を除く）の年間の労働日数（ゆい・手間替えを含む）が60日以上の方のことである。これを専従者・準専従者別、男女別に表示した。

(ア) 専従者：年間の自営農業投下労働日数とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働日数との合計が150日以上の方

(イ) 準専従者：年間の自営農業投下労働日数とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働日数との合計が60日以上150日未満の者

(ウ) 専従者の内訳

家族農業就業者のうち、農業の基幹的な担い手である専従者について、年齢別、農業労働日数別に表示した。

ウ 経営耕地

経営耕地面積は、農業経営に使用する目的で準備された耕作用の土地面積である。

また、経営耕地面積は、原則として年始め現在について表示したが、年内に購入・借入れ、売却・貸付などのため、経営耕地面積の異動があった場合には、次の基準により判定し、年始め面積を修正して表示した。

(ア) 田については、稲の作付け以前に異動した場合は修正した。

また、稲の作付け以降でも、稲の作付けしてある田を立毛のまま購入、売却したことなどにより増減した場合は修正した。

(イ) 普通畑、樹園地については、6月末日以前に異動した場合は修正した。

なお、7月以降でも、普通畑、樹園地が購入等により増加し当年においてその土地が主要農業生産に利用された場合は修正した。

また、樹園地には、経営耕地面積規模決定の対象となる実際の樹園地面積（木本性永年作物として一括した場合の利用実面積）を表示するとともに、樹園地のうち果樹園の植栽面積を表示した。

エ 主要農産物の生産概況

水稻、露地野菜、施設野菜、果樹、当該品目の作付面積を表示した。

(2) 農業経営収支

ア 農業粗収益

農産物の販売収入、家計に仕向けられた農産物の価額、動植物の成（生）長・新植・生産による増価（加）額など、当年1か年の農業経営の結果から得られた総収益額を表示した。

なお、野菜・果樹品目別統計では、このうち当該品目に係わる農業粗収益のみを把握している。

イ 農業経営費

農業粗収益を上げるために要した一切の経費であって、本年における流動的経費及び本年負担すべき固定資産の減価償却費からなっている。したがって、自作地の地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。また、自家農産物であって、再び農業経営に消費された、いわゆる中間生産物及び家計廃残物は、農業経営費には算入していない。

なお、野菜・果樹品目別統計においては、当該品目の調査年産に係わる農業経営費のみを把握している。

ウ 農業所得

農業所得 = 農業粗収益 - 農業経営費

(3) 分析指標

$$\text{ア 農業所得率 (\%)} = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

$$\text{イ 農業純生産 (1,000円)} = \text{農業粗収益} - (\text{農業流動財費} + \text{農業固定財費})$$

具体的には、農業粗収益から物財費（雇用労賃、支払小作料及び農業経営に係わる負債利子を含まない農業経営費。）を差し引いたもので農業生産による付加価値額である。

注：1 農業流動財費 ----- 農業経営費 - (減価償却費 + 雇用労賃 + 支払小作料 + 農業経営に係わる負債利子)

2 農業固定財費 ----- 農業固定資本財の減価償却費

$$\text{ウ 付加価値率 (\%)} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

エ 収益性指標

$$\text{家族農業労働 1 時間あたり農業所得 (円)} = \frac{\text{農業所得}}{\text{家族農業労働時間}}$$

オ 生産性指標

$$\text{農業労働 1 時間あたり農業純生産 (円)} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{自営農業労働時間}}$$

(4) 自営農業労働時間

ア 自営農業労働時間

自営農業に対する労働投下量を表示するために、自営農業労働時間の計及び家族の労働時間の計を表示した。

イ 作業別労働時間

当該品目計及び当該品目10a当たりの労働時間について、各作業別に表示した。

(ア) 作業分類一覧（野菜）

作業分類	作業の内容
育苗	床土作り、床作り、種子予措、は種、かん水、こもかけ、換気、間引き移植、ずらし、接ぎ木
は種・定植	苗とり、植穴（溝）堀り、定植、補植、直まき栽培ではは種
施肥	肥料の運搬、施肥
薬剤散布	農薬散布（除草剤の散布を含まない。）
収穫	収穫、収穫物の運搬
調製	水洗い、外葉除去（収穫に伴う除去を除く）及び切断、ふきとり
その他の作業	上記以外の作業及び出荷労働以外の作業
出荷労働	農家が個人で選別、包装、荷造りする場合の作業、農家がばらで共選場に搬出する作業、農家が荷造りしたものを市場又は共販場へ出荷する作業

(イ) 作業分類一覧（果樹）

作 業 分 類	作 業 の 内 容
整 枝 ・ セ ン 定	整枝、せん定、誘引、新梢管理、せん定の準備作業、 整枝・せん定の後片付け
中 耕 ・ 除 草	中耕、除草、除草剤の散布、敷草、草刈り
受 粉 ・ 摘 果	摘花、摘房、摘粒、摘果、人工受粉、薬剤による摘花果、 ジベレリン処理
薬 剤 散 布	病害虫の予防及び駆除のための農薬散布
収 穫 ・ 調 製	収穫、収穫物の運搬、収穫時の除袋
そ の 他 の 作 業	上記以外の作業及び出荷労働以外の作業
出 荷 労 働	農家が個人で選別、包装、荷造りする場合の作業、農家がばら で共選場に搬出する作業、農家が荷造りしたものを市場又は共 販場へ出荷する作業

4 利用上の注意

- (1) 野菜・果樹品目別統計は、各品目別に全国の主要産地について調査農家を有意に選定した調査である。

したがって、全調査農家平均は必ずしも全国の栽培農家の平均値を示しているとはいえず、道府県別の平均についても各道府県における栽培型の違いがあることから単純に比較はできないので、利用に当たっては留意されたい。

なお、巻末に〔参考資料〕として「平成15年産 野菜・果樹品目別統計 調査農家の栽培概況」を掲載しているので参照されたい。

- (2) 統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」： 該当のないもの。

「…」： 調査を欠くもの。

「0」： 単位に満たないもの。

- (3) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部

経営・構造統計課 農業経営統計班

電話 03-3502-8111（内線）2745

03-3591-0923（直通）